# 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱実施要項

## 1. ごみ指定袋の取扱所について

五泉市では家庭系燃えるごみ指定袋(以下「ごみ指定袋」という。)の取扱いについて、以下の手順で五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱所(以下「取扱所」という。)を募集します。

## (1) 取扱所の業務

取扱所の主な業務は、次のとおりです。

- ① ごみ指定袋を発注し配送を受けること。
- ② ごみ指定袋を保管し、店舗等で販売すること。
- ③ ごみ指定袋代金(ごみ処理手数料)を納入すること。
- ④ ごみ指定袋と引換券を交換すること。
- ⑤ 月初めから 10 日までに前月分の販売と引換券による交換に関する報告書 を作成し、五泉市へ提出すること。
- (2) 取扱所の資格
  - ① 五泉市内に店舗を有している小売業者であること。
  - ② 市税を滞納していないこと。
  - ③ 公金及びごみ指定袋の適正な管理ができること。
- (3) 取扱所の申請(店舗ごとに申請してください)
  - 提出書類
    - ア 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱申請書(様式第1号)
  - イ 店舗等の位置図
  - ウ 市税の納税証明書(写し可)
  - ※ 納税証明書(証明3か月以内のものに限ります。)は、五泉市税務課又は 支所地域振興課税務係で発行します。
  - ② 受付場所 五泉市環境保全課衛生係 (電話番号 43-3911)
  - ③ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
  - ④ 受付方法 持参又は郵送

## (4)審査決定

申請内容を審査の上、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱認定通知書(様式第2号)を送付します。

## 2. 取扱所の表示等について

店舗内の陳列棚には、販売価格(10 枚1組)を必ず表示してください。なお、市のごみ指定袋であることが分かるような配慮をお願いします。

#### 3. ごみ指定袋の取扱い等について

#### (1) 取扱品目及び販売価格

ごみ指定袋は、以下の4種類あります。10 枚1組で販売してください。(ばら売りはできません。) なお、品目ごとに五泉市でJANコード (バーコード) を登録しています。また、販売価格は消費税及び地方消費税を含みます。

ごみ指定袋	販売価格 (ごみ処理手数料)	JANコード
大(45 リットル相当)10 枚1組	450円	4595056325017
中 (30 リットル相当) 10 枚 1 組	300円	4595056325024
小 (20 リットル相当) 10 枚 1 組	200円	4595056325031
極小 (10 リットル相当) 10 枚 1 組	100円	4595056325048

注意事項は以下のとおりです。

- ① 価格の割引や景品としての利用はできません。
- ② 認定を受けた店舗等以外での販売はできません。
- (2) ごみ指定袋の申込みに関する事項
  - ① 取扱所はごみ指定袋発注書(別紙1)により申し込んでください。メール、 FAXで受け付けます。
  - ② 申込数量は、1箱単位で申し込んでください。大、中、小は1箱50組です。極小は1箱100組です。なお、取扱開始時の申込数量は五泉市で定める場合があります。
  - ③ ごみ指定袋の配達は、毎週火曜日午後3時までの申込みについて、その週の金曜日までに配達します。なお、祝日や年末年始の対応は原則しません。ただし、不足が生じた場合など、緊急の発注については連絡してください。
  - ④申込先 五泉市環境保全課衛生係 (電話番号 43-3911)

(FAX番号 41-0006) (E-mail kankyo@city.gosen.lg.jp)

- (3) 徴収したごみ指定袋代金(ごみ処理手数料)の取扱いに関する事項
  - ① 前月分の取扱内容について月末締めで所定の報告書(別紙2)を作成し、翌月10日までに市へ提出してください。
  - ② 市は報告を受けたごみ指定袋代金について、ごみ処理手数料として納付書を発行しますので、指定された期日までに納付してください。
  - ③ 通常の仕入、売上でなく、別会計で取り扱ってください。

注1 取り扱うごみ指定袋は市からの委託販売の預かり品であり、ごみ指定袋を販売した際に受け取る代金は、市のごみ処理手数料となります。また、取扱いに関する事項は、認定後に五泉市とごみ指定袋等取扱業務委託(ごみ処理手数料徴収事務委託)の契約を締結していただきます。

## (4) 取扱手数料

- ① ごみ指定袋の販売及び引換券との交換により取り扱ったごみ指定袋の販売 価格相当額の1割(10%)をお支払いします。(消費税及び地方消費税を含みます。)
- ② 交換の取扱いについては、所定の報告書(別紙2)と突合し、提出された 引換券について有効とします。
- ③ 前月分の取扱手数料の請求書を、翌月10日までに市へ提出してください。
- ④ 市から支払われる取扱手数料は、売上として取り扱ってください。

#### 4. その他

- (1) 市民への領収書 (レシートを含む。) については、取扱所が発行してください。
- (2) 市からの資源回収等の協力依頼については、積極的に協力をお願いします。
- (3) 取扱所の認定の変更又は廃止をするときは、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋取扱変更(廃止)届(様式第3号)により届け出てください。認定廃止の場合は、廃止月のごみ処理手数料等について所定の報告書(別紙2)及び在庫状況調(別紙2の2)を提出の上、ごみ指定袋の残りを返却してください。
- (4) 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋の取扱いに関する要領に基づき取り扱う ものとし、その他疑義が生じる事項については、五泉市と取扱所が協議す るものとします。

担当: 五泉市環境保全課 衛生係

五泉市太田1094番地1

電話番号 0250-43-3911

FAX番号 0250-41-0006

E-mail kankyo@city.gosen.lg.jp